

株式会社 東海技研 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年5月1日～ 令和11年4月30日までの5年間

2. 内容

目標 1： 令和11年4月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間18日以上とする。

<対策>

- 令和6年5月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年5月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和6年5月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始